

地域密着型通所介護の創設に伴う条例の改正について

【概要】

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行による介護保険法の改正に伴い、平成28年4月から地域密着型サービスに新たに、「地域密着型通所介護」が創設されました。

地域密着型通所介護の運営基準等の条例制定については、1年間の経過措置が設けられていることから、平成29年3月31日までに条例を一部改正し、施行するものとします。

また、創設する地域密着型通所介護は、地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の設置を義務づけており、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護においても、「通所介護」という観点から、同様に運営推進会議の設置を義務づけます。さらに、今回の条例改正にあわせ、非常災害時の体制整備のため、災害の種別や規模に応じた具体的計画を定めることを明確にし、地域との連携を図るものとします。

【改正する条例】

◎春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

◎春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

【主な改正内容】

- ①「地域密着型通所介護」を新設する。
- ②指定認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、6か月に1回の運営推進会議の開催を義務づける。
- ③非常災害とは地震、風水害、火災等と明確にし、具体的な計画立案と関係機関との連絡体制を事前に整備し、定期的な訓練を義務づける。また、訓練の実施に当たっては、地域住民との連携に努めるようにする。（市独自の基準）
- ④記録の整備について、厚生労働省令では保存期間が2年間となっているが、完結の日から5年間とする。（市独自の基準）

【施行日】

平成29年1月1日

<人員、設備及び運営に関する基準>

サービス種類	地域密着型通所介護			療養通所介護	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
サービス内容	利用定員18人以下の小規模の通所介護事業所に通い、食事・入浴等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。			常時看護師による観察が必要な難病等を有する重度要介護者またはがん末期患者が通所介護事業所に通い、食事・入浴等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。	認知症である利用者が通所介護事業所に通い、食事・入浴等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
対象	要介護1～			要介護1～	要支援1～
定員	1～10人	11～15人	16～18人	9人以下	12人以下
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者(常勤・兼務可能) ・生活相談員 1以上 (※1) ・看護職員又は介護職員 1以上 (※3) ・機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者(常勤・兼務可能) ・生活相談員 1以上 (※1) ・看護職員 1以上 (※2、※3) ・介護職員 1以上 (※3) ・機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者(常勤・兼務可能) ・生活相談員 1以上 (※1) ・看護職員 1以上 (※2、※3) ・介護職員 2以上 (※3) ・機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者(常勤看護師に限る・兼務可能) ・利用者の数1.5に対し看護職員又は介護職員 1以上 (うち1人以上は看護師) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者(常勤・兼務可能) ・生活相談員 1以上 (※1) ・看護職員又は介護職員 2以上 (※3) ・機能訓練指導員 1以上
設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室 ・相談室 ・事務室 ・消火設備その他の非常災害に対する設備や備品 ・提供に必要なその他の設備 			<ul style="list-style-type: none"> ・療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋(利用定員×6.4㎡以上) ・消火設備その他の非常災害に対する設備や備品 ・提供に必要なその他の設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室 ・相談室 ・事務室 ・消火設備その他の非常災害に対する設備や備品 ・提供に必要なその他の整備
春日井市内の事業所数(H28.10.1現在)	56事業所			該当事業所なし	8事業所
運営推進会議	おおむね6ヶ月に1回以上開催			おおむね12ヶ月に1回以上開催 (安全・サービス提供管理委員会 おおむね6ヶ月に1回以上開催)	おおむね6ヶ月に1回以上開催
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、風水害、火災その他の非常災害に関して、予想される非常災害の種別や規模に応じた具体的な計画を立て、関係機関への通報及び市、他の社会福祉施設等との相互支援・協力体制を事前に整備しなければならない。 ・定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ・訓練を実施する際は、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 				

※1 生活相談員は提供日ごとにサービス提供時間帯を通じて配置が必要。

※2 看護職員はサービス提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間中、密接かつ適切な連携を図ること。

※3 単位(サービス提供時間帯ごとに、同一サービス提供場所で一体的に提供されるものをいう。)ごとに配置が必要。